

特別養護老人ホームびおもす(ユニット型)

料金表

1 介護保険利用料

① 基本料金（介護保険負担割合証の提示により負担額が変わります。）

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	652 単位	720 単位	793 単位	862 単位	929 単位
1割負担	670 円	740 円	815 円	886 円	954 円
2割負担	1,340 円	1,479 円	1,629 円	1,771 円	1,908 円
3割負担	2,009 円	2,219 円	2,444 円	2,656 円	2,862 円

※ 北本市は、6級地となり1単位当たり10.27円で計算しています。

② 各種加算(1日または1回あたり)

	初期加算	30 単位/日	入所日から 30 日以内または 30 日を超える病院・診療所への入院後に再入所した場合
	外泊時費用	246 単位/日	入所者が入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合に1ヶ月に6日を限度として算定
○	看護体制加算(Ⅱ)	8 単位/日	入所施設において看護師を利用者の人数に応じて常勤で配置している場合に算定
○	褥瘡マネジメント加算	3 単位/月	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、入所時に評価。また、3ヶ月に1回評価を行う場合に算定
○	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位/日	機能訓練指導員(理学療法士等)の職務に従事する常勤を1名以上配置し、個別機能訓練計画を作成した上で機能訓練を実施した場合に算定
○	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位/月	上記を実施している上で計画書の内容を厚生労働省に提出している場合に算定
○	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 単位/月	科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、施設サービス計画を有効提供している場合に算定
○	栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	管理栄養士を常勤換算で配置し低栄養状態の入居者の状態観察および厚生労働省への情報提出により算定
	安全管理体制加算	20 単位/回	事故の発生・再発防止の措置を実施する担当者を配置し組織的な安全対策を実施する場合に算定
○	排泄支援加算	10 単位/月	入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師等が入所時および6月に1回以上の頻度で評価し、その情報を厚生労働省に提出。上記に基づいた支援計画を作成し、3月に1回以上、入所者ごとに支援計画を見直す

	療養食加算	6 単位/回	1 日 3 回を限度に算定する。医師の発行する食事箋に基づいた内容の療養食を提供した場合に算定
○	ADL 維持等加算	30 単位/月	利用者の健康状態・身体機能維持が適切にできていることを評価した場合に算定。
○	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位/日	介護職員の総数のうち常勤職員の割合が 75%以上配置している場合に算定
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位/日	<p>①、②を満たした場合に算定</p> <p>① 算定月の 6 カ月～12 カ月前の新規入所者の総数のうち (イ)、(ロ)のいずれかを満たした場合に算定</p> <p>イ) 新規入所者(※1)のうち、要介護 4、5 の認定を受けている人が 70%以上であること</p> <p>ロ) 新規入所者(※1)のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が 65%以上であること</p> <p>② 介護福祉士が常勤換算で利用者 6 人(※1)に対して 1 人以上であること</p> <p>※1 次に掲げる条件のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算で、入所者 7 人に対して 1 人以上に読み替える。</p> <p>a 介護機器)を複数種類使用していること。</p> <p>b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入所者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。</p> <p>c 介護機器を活用する際の安全体制等の次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器に関する委員会を設置し、当該委員会において検討等を行い当該事項の実施を定期的に確認すること。</p> <p>i 入所者の安全及びケアの質の確保</p> <p>ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>iii 介護機器の定期的な点検</p> <p>iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修</p>
	看取り介護加算(Ⅱ)		<p>看取りの指針を定め、ご家族等がそれに同意すること</p> <p>入所者が医師の判断により回復の見込みがないという診断を受けた後も施設内で生活し、お亡くなりになった場合に下記の加算を算定</p> <p>ア) 死亡日 31 日前～45 日前 1 日につき 72 単位</p> <p>イ) 死亡日 4 日前～30 日前 1 日につき 144 単位</p> <p>ウ) 死亡の前日および前々日 1 日につき 780 単位</p>

		エ) 死亡日	1日につき 1,580 単位
○	介護職員処遇改善加算 I	施設利用料、加算を合わせた総単位数に 8.3%を加算	
○	特定処遇改善加算(加算 I)	施設利用料、加算を合わせた総単位数に 2.7%を加算	
○	介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料、加算を合わせた総単位数に 1.6%を加算	

※ ○印のついている加算については、毎月算定される加算となります。

※ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)、日常生活継続支援加算(Ⅰ)については、6 か月後より条件を満たした場合に算定いたします。

2 居住費・食費

居住費・食費については、本人の所得や世帯の課税状況等によって利用者負担段階が設けられ、その段階と居住環境により、居住費・食費の負担の限度が決められます。

負担段階	居住費		食費	
	1日あたり	1ヶ月あたり	1日あたり	1ヶ月あたり
第1段階	820 円	24,600 円	300 円	9,000 円
第2段階	820 円	24,600 円	390 円	11,700 円
第3段階(1)	1,310 円	39,300 円	650 円	19,500 円
第3段階(2)	1,310 円	39,300 円	1,360 円	40,800 円
第4段階	2,006 円	60,180 円	1,650 円	49,500 円

※ 1ヶ月は 30 日で計算しています。

食費は、1食当たりの請求となります。

	朝食	昼食(おやつ含む)	夕食
食事代	350 円	700 円	600 円

3 その他の費用

(1) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事(酒を含みます。) 利用料金:要した費用の実費

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 理髪・美容[理髪サービス] 利用料金:実費

月に2回、理美容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

③ 複写物の交付 1枚につき:10円

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

④ レクリエーション・クラブ活動 利用料金:材料代等の実費相当分

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動(少人数・少グループ)に参加していただくことができます。

- ⑤ 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)
- ⑥ 食材料費及び調理コスト費(第4段階)1,650円/1日あたり
(第3段階～第1段階)のかたについては、特定入所者介護サービス費の額

- ⑦ 居住費(光熱水費及び部屋代)(基準額費用)2,006円/1日当たり

- ⑧ 通院の送迎 交通費:km/50円

協力医療機関への定期受診等の送迎はご負担いたしません。

但し、ご家族のご希望により医療機関の受診をご希望される場合には当苑からの走行距離に応じてご負担いただきます。

- ⑨ 日用品費 月額 500円

小タオル、バスタオル類、施設が提供する飲料水

- ⑩ 電気代 持ち込み電気器具1台につき50円

- ⑪ 医療費・薬代 実費

3 ユニット型利用料金一覧表 (30日で計算しています。)

地域区分係数：1 単位当たり 10.27 円

段階区分	要介護度	基本報酬 (単位)	各種加算 (単位) 上記『②各種加算』のうち○印が付いているものを算定。	負担割合 (円)			居住費	食費	総費用額 (円)		
				1割	2割	3割			1割	2割	3割
第1段階	要介護1	19560	3498	23,681	47,361	71,042	24,600	9,000	57,281	80,961	104,642
第2段階							24,600	11,700	59,981	83,661	107,342
第3段階(1)							39,300	19,500	82,481	106,161	129,842
第3段階(2)							39,300	40,800	103,781	127,461	151,142
第4段階							60,180	49,500	133,361	157,041	180,722
第1段階	要介護2	21600	3722	26,006	52,012	78,017	24,600	9,000	59,606	85,612	111,617
第2段階							24,600	11,700	62,306	88,312	114,317
第3段階(1)							39,300	19,500	84,806	110,812	136,817
第3段階(2)							39,300	40,800	106,106	132,112	158,117
第4段階							60,180	49,500	135,686	161,692	187,697
第1段階	要介護3	23790	3963	28,503	57,005	85,507	24,600	9,000	62,103	90,605	119,107
第2段階							24,600	11,700	64,803	93,305	121,807
第3段階(1)							39,300	19,500	87,303	115,805	144,307
第3段階(2)							39,300	40,800	108,603	137,105	165,607
第4段階							60,180	49,500	138,183	166,685	195,187
第1段階	要介護4	25860	4191	30,863	61,725	92,587	24,600	9,000	64,463	95,325	126,187
第2段階							24,600	11,700	67,163	98,025	128,887
第3段階(1)							39,300	19,500	89,663	120,525	151,387
第3段階(2)							39,300	40,800	110,963	141,825	172,687
第4段階							60,180	49,500	140,543	171,405	202,267
第1段階	要介護5	27870	4412	33,154	66,308	99,461	24,600	9,000	66,754	99,908	133,061
第2段階							24,600	11,700	69,454	102,608	135,761
第3段階(1)							39,300	19,500	91,954	125,108	158,261
第3段階(2)							39,300	40,800	113,254	146,408	179,561
第4段階							60,180	49,500	142,834	175,988	209,141

